

附則 弁当販売における厳守事項

1. 施設の利用及び販売については、学校長の指示に従うこと。
2. 弁当製造の際は、衛生面に十分配慮し、量及び栄養のバランスを考えること。
3. 弁当は、製造月日及び業者名を明記すること。
4. 販売場所は学校が指定する場所とする。
5. 販売時間は、昼食時間内とし、時間外の販売はしないこと。但し、学校が特別の事情と認める場合にはその限りでない。
6. 学校が指定する日時は、必ず販売を行うこと。但し、特別な事情で販売ができない日は、前もって学校担当へ連絡すること。
7. 学校が必要に応じて、点検試食することがある。
8. 校内の美化・保健衛生上、後片付けについては徹底すること共に、ゴミ処理のため、うるま市指定特大袋（年間4袋）を9月末までに事務室に届けなければならない。
9. 部外者に対しては校内販売しないこと。
10. 施設使用後は、直ちに現状に回復すること。
11. 施設を毀損したときは現状に復し、又はその損害を賠償すること。
12. 食中毒や異物混入等が発生しないように、安全衛生面に必要は措置を行うこと。
13. 契約以外の販売は行わないこと。